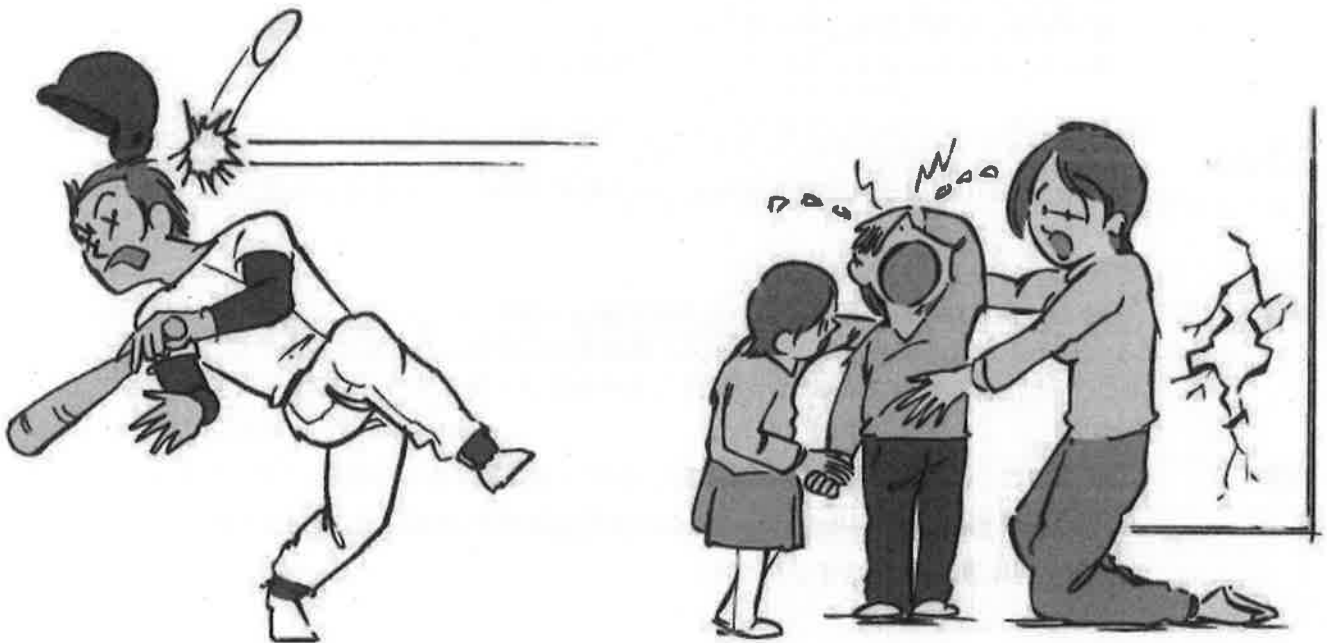


京都軟式野球連盟 総合補償制度のご案内



総合補償制度のあらまし

本補償制度は京都軟式野球連盟（以下、連盟といいます。）が主催・主管する軟式野球試合（以下、大会といいます。）において大会参加者が大会の参加中や、大会参加のために住居を出発して帰宅するまでの間に発生した傷害（ケガ）および特定疾病に対して、連盟が補償規程に基づいて対応することを定めています。また、大会の開催において連盟に法律上の賠償責任が発生した場合の対応も定めています。

連盟は、スポーツを通じた地域社会への貢献の一環として、よりよい大会運営を目指して本制度を制定しています。

1. 傷害ならびに特定疾病の補償について

連盟の主催またはその傘下の各支部の主催・主管する軟式野球試合（※1）において大会に参加中（※2）および大会参加のための往復途上（※3）に負った傷害（ケガ）（※4）または特定疾病（※5）により死亡・後遺障害、入院・手術、通院などの事由が生じた場合に補償金をお支払いします。

《用語の説明》

- ※1 主催・主管する軟式野球試合 : ①連盟が主催・共催する大会
 ②連盟傘下の各支部・協会が主催・共催する大会
 （ご注意）各チームの練習・練習試合は対象になりません。



- ※2 大会に参加中 : 本人が大会に参加するために主催者の指定する場所に集合したときから、主催者の管理下を離れたときまでをいいます。なお、大会開催日前に主催者に大会参加の申込みを行い、主催者保管の名簿に記載された者に限り、大会に参加するための往復途上についても「大会に参加中」とみなします。ただし、試合の見物人等は大会の参加中とはみなしません。
- ※3 往復途上 : 大会に参加する目的を持って住居を出発してから大会参加後解散し、家に帰るまでの間をいいます。（通常の経路往復中で寄り道等により通常の経路を外れた場合は補償金支払の対象となりません。）
- ※4 傷害（ケガ） : 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害（ケガ）をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除きます。）を含みます。
- ※5 特定疾病 : 急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病および熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症をいいます。

①お支払いの対象となる補償金の種類について

災害死亡補償金（弔慰金）	本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。
後遺障害補償金（障害一時金）	本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で所定の公的な後遺障害の認定を受けた場合。支払割合（最高100%）は後遺障害の程度に応じて決定します。
入院見舞金	本補償適用の傷病の治療のために入院した場合。本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
手術給付金	入院見舞金が支払われる場合で、本補償制度の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に、本補償制度の傷病の治療のために所定の手術を受けた場合。 入院見舞金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた額とします。（ただし、1回の事故につき1回の手術に限ります。）
通院見舞金	本補償適用の傷病の治療のために通院した場合。本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して90日を限度とします。

②補償する金額 (団体総合補償制度費用保険 行事参加者補償制度費用保険特約付帯)

災害死亡補償金 (弔慰金)	300 万円
後遺障害補償金 (障害一時金)	12~300 万円 (程度に応じて)
入院見舞金	日額 3,000 円
手術給付金	30,000 円、60,000 円、120,000 円 (手術種類に応じて)
通院見舞金	日額 1,000 円

2. 賠償責任の補償について

《主催者の賠償責任について》

大会中、第三者の身体または財物に損害を与えたために、連盟の負うべき法律上の賠償責任に備え、保険に加入しています。主な保険金は、損害賠償金、応急手当費用、裁判費用等。

ただし、個人的に負うべき賠償責任については、補償の対象となりません。

※損害賠償額の決定については、事前に引受保険会社の承認を得ていただくことが必要です。

※この保険では、賠償責任に関する示談交渉を行いません。あらかじめ保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

補償する限度額 (施設所有 (管理) 者特別約款、管理財物補償特約 (施設用・イベント用) 付帯)

補償項目	支払限度額	免責金額
施設賠償責任補償 (対人、対物共通)	1 事故につき 2 億円	なし
管理財物補償特約 (施設用・イベント用)	1 事故・保険期間中 500 万円	なし

※補償の対象は、連盟が主催・共催する大会および連盟傘下の各支部が主催・共催する大会に限ります。

→上記以外の大会は補償の対象外となります。

3. 補償金をお支払いできない主な場合について

①傷害ならびに疾病の補償について

下記が原因で傷病を被ったときはお支払いできません。

・故意、重過失 ・参加者の自殺行為、闘争行為、犯罪行為 ・参加者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用 ・参加者の無資格運転、酒酔い運転等 ・戦争、暴動 ・連盟が主催、共催する大会以外での傷病 ・活動開催日の直前12ヶ月以内に医師による治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸器疾患 (継続契約の場合で、継続して2年以上補償対象者である者を除きます。)

など

②賠償責任の補償について

・保険契約者、被保険者の故意 ・戦争、変乱、騒擾、労働争議に起因する賠償責任 ・地震、噴火、津波、洪水に起因する賠償責任 ・給排水管、暖冷房装置などからの蒸気、水の溢出による財物の損壊 ・自動車や航空機に起因する賠償責任

など

4. 事故の際のお手続きについて

万一事故にあわれましたら、直ちに連盟またはその傘下の支部へ報告のうえ、事故から30日以内に必ず事故発生状況書をご提出ください。30日以内にご報告がない場合、補償金をお支払いできないことがあります。

《総合補償制度の運営》

京都軟式野球連盟

〒 601-8047 京都市南区東九条下殿田町 69
殿田球場内

T E L : 075-671-6644 F A X : 075-671-4884

《補償制度について》

この総合補償制度は京都軟式野球連盟が Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）の団体総合補償制度費用保険（行事参加者補償制度費用保険特約付帯）と賠償責任保険（施設所有（管理）者特別約款）への加入により運営しております。

※団体総合補償制度費用保険（行事参加者補償制度費用保険特約付帯）は大会参加者の傷害および急性心疾患、急性脳疾患、熱中症などの特定の疾病に対して大会主催者が補償規程に基づき負担した費用を補償する保険です。

Chubb損害保険株式会社について

チャブ保険は、斬新な発想とチャブ・グループのグローバルなネットワークをもとに、個人および法人のお客様に対し火災保険、新種保険、傷害保険、自動車保険、旅行保険等を提供しています。

日本での実績は、外資系損害保険会社としては最長で2020年に100周年を迎えます。

米国格付機関スタンダード&プアーズ社からは、保険財務力および発行体格付けともに「A+」（2019年11月現在）の評価を受けています。また、資本金は50億円（2019年3月現在）、ソルベンシー・マージン比率は1,609.3%です（2019年3月末現在）。

チャブ保険はチャブ・リミテッドの100%子会社であり、チャブ・グループの日本法人です。チャブ・グループは、54カ国で事業を展開し、約30,000名の従業員を擁する世界最大級の損害保険会社です。

この案内は総合補償制度のあらましを記載したものです。詳細につきましては連盟または㈱ウインライフまでお問い合わせください。

取扱代理店

総合保険代理店

株式会社ウインライフ 損害保険事業部

〒550-0014

大阪府大阪市西区北堀江 2-6-15 ウインビル 3階

Tel 06-6535-7200 Fax 06-6535-7201

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）
中央統括支店

〒141-8679 東京都品川区北品川 6丁目7番29号

ガーデンシティ品川御殿山

Tel 03-6364-7080 (代) www.chubb.com/jp